

# 共通事項に係る検査運用ガイドの 見直し事項について

# 1. 共通事項に係る検査運用ガイドの概要と位置づけ

## 【共通事項に係る検査運用ガイド】

原子力規制検査にて必要となる共通的な活動・事項又は特別に注意すべき事項等についてまとめたものであり、現場における検査活動に直接的に関係する内容を多く含む。

検査活動の各ステップを時系列に並べ、そのステップにおける特記すべき事項について整理しており、検査業務を円滑に進める上での参考となる運用ガイド。



試運用にて得られた情報から、検査活動を遂行する上で判断に迷うものや調整等に時間がかかるもの、自身の安全を守るものなどについての意見を抽出し、本運用ガイドの拡充を行った。

- (1) 検査業務を進める上での様々な役割を、組織単位で明確化。
  - a. 本庁：制度の改正、SDP評価、日常検査の統括、チーム検査の計画立案と実施 等
  - b. 規制事務所：日常検査の実施、チーム検査の実施／参加 等
- (2) 現場検査官からの質問が多かった検査の範囲（広さ、深さ）について、具体例を挙げて考え方を記載し、どこまでを検査として監視するべきかの参考的な考え方を明示。（何を検査気付き事項とすべきかについて、考え方を整理。）
- (3) 事業者からコメントが多かったフリーアクセスやインタビューにおける注意事項を明示。
- (4) 総合的な評定を終えて、次年度のサンプル数等を計画する上での留意事項や、検査官から質問が多かった検査を行った際のサンプル数のカウント、検査時間の考え方を明示。

- (5) 検査気付き事項の取扱い（どこまで評価を行い、その結果をどこに発信するかなど）について明示。
- (6) 各種会議体の位置づけを明示。
- (7) 検査結果の公表や原子力規制委員会への報告の運用を明示。
- (8) 分かり難い用語の定義を記載。
- (9) 原子力規制事務所における基本検査の業務以外（検査の円滑な遂行に必要な業務など）の活動の明示。
- (10) 設備の動作可能性や事前調整についての考え方を明示。

### 3. 共通事項に係る検査運用ガイドの今後の整備

- 本格運用が始まって、原子力規制検査の活動に問題が見つかった場合は、制度の継続的な改善の中で要否をスクリーニングし、適時拡充していく。
- インプットとなる情報については、原子力検査官のみならず、事業者や他関係者の意見も適切に取り込めるよう留意する。